

岩国市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩国市議会委員会条例（平成18年条例第310号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中イを削り、ウをイとする。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。）が、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

岩国市交通事業の廃止及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、規定の整備を行うため、提案するものである。